

みえのイクボスバージョンアップ事業実施業務委託仕様書

1 目的

三重県では、「男性の育児参画」を推進するため、地域社会や職場において「男性の育児参画が大切である」という考え方が広まるよう気運の醸成に取り組むとともに、「みえのイクボス同盟」をはじめとしたイクボスの推進などによる職場風土づくりを進めている。

改正育児・介護休業法の施行による育児休業制度等の拡充にあわせ、職場において男性の育児参画への理解がより深まり、希望に応じて育児休業を取得できるよう、制度を利用しやすい職場風土づくりをより一層進める必要がある。

本事業では、職場における男性の育児参画への理解促進を図るため、県内事業所における男性の育児休業取得例やイクボスの取組例を収集し、事業規模や業種に応じた好事例をホームページ等を通じて情報発信を行うとともに、企業の人事・労務担当者や管理職等を対象とした座談会の実施を通じて、男性の育児休業取得を推進する。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務の実施期間

契約の日から令和6年3月15日（金）まで

(2) 委託業務の主な内容

- ・ 県内の事業所における男性の育児休業取得例やイクボスの取組例の収集。
- ・ 男性の育児休業の取得の推進にかかる、企業の人事・労務担当者や管理職等を対象とした座談会の開催

3 委託業務内容

(1) 男性の育児休業取得事例の収集・情報発信

県内事業所でより男性の育児休業の取得が進むよう情報発信を行うため、県内事業所の事業規模や業種に応じた男性の育児休業取得例やイクボスの取組について情報収集を行う。なお、収集した取組事例は県がホームページにて発信するものとする。

① 県内の事業所における育児休業取得例やイクボスの取組例を収集

改正育児・介護休業法の施行による育児休業制度等の拡充を踏まえ、県内の事業所における育児休業取得例やイクボスの広く事業規模や業種に応じた好事例について取組例を収集し、その内容を取りまとめる。なお、情報収集を行う県内の事業所は5～10企業を想定している。

情報収集を行う県内の事業所については、受託者において県へ提案し、協議のうえ決定するものとする。受託者は、情報収集にあたり、当該団体に日程調整・取材（写真撮影を含む）・内容の取りまとめを行うこととする。

② 収集したデータを用いた情報発信用資料の作成

上記①で収集したデータをもとに、県内の事業所における育児休業取得例やイクボスの取組例を県ホームページにて紹介するため、情報発信用の資料（1企業あたりA4 1枚程度、PDF形式）を作成する。

(2) 人事担当者向けイクボス座談会の企画・運営

育児休業取得・男性の育児参画の推進にかかる企業の取組や課題について、下記のとおり人事・労務担当者や管理職を対象とした座談会を開催する。なお、座談会には実際に育児を取得した男性をゲストに迎えるとともに、ファシリテーターとしてコンサルタント、社労士などが進行し、課題へのアドバイスを実施する。

① 座談会実施内容の企画・資料作成

下記のそれぞれの項目を踏まえ、実施内容の企画、資料の作成、講師の選定、開催方法、広報、申込方法等を提案のうえ、開催日の60日程度前までに県と協議のうえ詳細を決定することとする。

なお、企画にかかる人件費等のほか、講師の人件費、旅費、会場費等の研修開催にかかる一切の費用を委託費に含むこととする。

(a) 実施内容

職場において、男性の育児参画への理解がより深まるとともに、育児休業制度等を利用しやすい職場環境づくりに資する内容とし、より実践的な内容となるように工夫すること。

<テーマ例>

- ①男性の育児参画の重要性、職場における男性の育児参画推進の意義・メリット
- ②イクボス視点でのマネジメントのポイント
- ③育児休業取得時の職場でのサポート（事例含む）
- ④ワーク・ライフ・バランスやキャリアパスに関すること など

(b) 対象者および実施回数

企業（人事・労務担当者や管理職）を対象とし、合計2回以上実施することとし、各回の参加者は30名程度を目標とする。

(c) 実施方法・会場の選定

集合形式を基本とし、集合形式またはオンライン等、より参加しやすい方法を提案のうえ、県と協議により決定することとする。

集合形式で実施にあたっては、適した会場を選定のうえ提案することとし、会場費は委託費に含むこととする。

各座談会において、ゲストには参加者が関心を寄せるような体験談を話すこととする。人選については、県と協議により決定することとする。

(d) 実施時期

令和5年9月1日（金）から令和6年2月15日（木）までに実施することとし、より参加しやすい日程となるようスケジュールを提案のうえ、県と協議のうえ決定すること。

② 各座談会の広報・募集・受付

各座談会の参加者を募集するためのチラシを作成し、参加者募集に向けた広報を実施すること。チラシはA4片面または両面として、座談会の案内にかかる事項を記載し、参加者獲得につながる内容でデザインを提案することとし、県と協議のうえ決定する。なお、チラシには本事業で実施するすべての座談会等の案内について1枚に掲

載することとし、チラシ 1,000 部を印刷のうえ、県が指定する宛先（みえのイクボス同盟加盟企業等 800 力所程度）に送付するとともに、チラシのデジタルデータを県が指定する期日までに納品すること。チラシのデザイン作成・印刷・郵送にかかる費用はすべて委託費に含むこととする。

なお、参加者募集にあたっては、申込フォームを作成するなど、参加者に利便性の高い申込方法を設定するとともに募集受付、参加者のとりまとめを行い、県に報告すること。

③ 当日運営

集合形式のみ、またはオンラインとのハイブリットでの実施、ともに当日の運営にかかる一切の業務（受付、会場設営・撤収、通信環境の確保など）を委託業務に含むこととする。

オンライン実施の場合には、参加者が参加しやすい配信方法とするとともに参加者の接続トラブル等に対応できるよう、サポート窓口を設定することとし、配信に必要な設備や通信環境、機器等は受託者において準備し、その費用は委託費に含むこととする。

④ 参加者アンケートの実施・集計

参加者へのアンケートを実施することとし、アンケート内容や実施方法については、事前に県と協議のうえ決定することとする。

アンケート結果は集計のうえ、県が指定する期日までに提出すること。

4 契約条件

- | | |
|-----------|--|
| (1) 委託業務名 | みえのイクボスバージョンアップ事業実施業務 |
| (2) 委託期間 | 契約日から令和6年3月15日（金）まで |
| (3) 履行場所 | 三重県子ども・福祉部 少子化対策課（津市広明町13番地）他 |
| (4) 履行期限 | 本仕様書3（1）資料作成：令和6年1月12日（金）まで
本仕様書3（2）座談会実施：令和6年2月15日（木）まで
本仕様書3（2）アンケート集計：令和6年3月8日（金）まで |
| (5) 成果品 | ①本仕様書3（1）当委託事業において収集した育児休業取得例やイクボスの取組例のデジタルデータ
②本仕様書3（2）各座談会の募集チラシ、座談会資料、意見交換会で出された意見やアンケートなどを取りまとめた報告書 |
| (6) 納期限 | 別途協議のうえ決定する。 |
| (7) 検査日時 | 実績報告書の提出後、別途指示する。 |

5 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県子ども・福祉部 少子化対策課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下「更生（再

生) 手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額とし、消費税等を内書きで記載するものとする。

(4) 契約は、三重県子ども・福祉部 少子化対策課において行う。

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

7 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

8 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

9 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

10 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 委託者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

(2) 受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

11 その他

- ・ 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。

- ・ 提出された応募書類等について、個人情報以外は三重県情報公開条例に基づく情報公開の対象となる。
- ・ 受託者は、本業務を実施するにあたり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じてユニバーサルデザインの観点でチラシ等のデザイン作成を行うこと。
- ・ 本業務により発生した成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち甲又は乙が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって甲に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないこととする。
- ・ 本業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- ・ 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。
- ・ 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護法に罰則があるので留意すること。
- ・ 本仕様書に記載のない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとする。
- ・ 本仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度、受託者と三重県が協議のうえ、決定することとする。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、本仕様書に定める業務の実施が困難となった場合には、事前に県と協議のうえ、仕様の見直し等必要な対応を決定することとする。

1 2 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 子ども・福祉部 少子化対策課 担当：糟谷

Tel : 059-224-2057 FAX : 059-224-2270 E-mail : shoshika@pref.mie.lg.jp